

中小企業への制度融資

利率下げ利用しやすく

制度融資一覧					
	制度名	利率 (%)	申し込み	融資額	償還期間
1	小口資金	2.3以内	市内各金融機関	1,250万円以内 別途保証料 年0.55%以下 ()は2年以内分割	運転6年以内 設備8年以内 (各うち6カ月以内の据置可)
2	特別小口資金				
3	中小企業経営振興資金	(2.0以内)	市内各金融機関	1,500万円以内 別途保証料 年0.85%以下 ()は2年以内分割	運転7年以内 設備9年以内 (各うち6カ月以内の据置可)
	大型店対策資金	2.2以内		3,000万円以内	10年以内 (うち1年以内の据置可)
	消防用設備・公害防止用施設等資金			2,000万円以内	7年以内
	工場建設資金			3,000万円以内	
	経営安定資金	1.8以内		7年以内 (うち1年以内の据置可)	
4	商業・サービス業設備近代化資金	2.0以内 (1.6以内)	商業観光課	個人、会社は6,000万円以内 ()は保証付き 旅館業者、商店街協同組合などは1億円以内	10年以内 (うち1年以内の据置可)
	中心商店街活性化特別資金	1.0以内 (0.8以内)			
5	中小企業事業資金	1.8以内	商工中金 前橋支店	組合5,000万円以内 (1構成員700万円以内)	1年以内
6	中小企業季節資金	1.5以内 (1.3以内)	市内各金融機関	2,000万円以内 ()は保証付き	6カ月以内
7	労働環境整備資金	2.3以内 (1.9以内)	工業課	中小企業者3,000万円以内 ()は保証付き 中小企業団体6,000万円以内	10年以内 (うち1年以内の据置可)
8	中小企業設備資金	2.0以内 (1.6以内)	市内各金融機関	機械器具装置など1億円以内 ()は保証付き 工場・事務所・土地など3億円以内	10年以内 (うち2年以内の据置可)
9	中小企業研究開発支援資金	1.0以内	工業課	7,000万円以内	10年以内 (うち2年以内の据置可)
10	産学官連携研究開発支援資金			1億円以内	
11	中小企業情報化推進支援資金		市内各金融機関	2,000万円以内	
12	起業家独立開業支援資金		工業課	5,000万円以内	
13	企業誘致促進資金	1.5以内 (1.1以内)	工業課	6億円以内	12年以内 (うち2年以内の据置可)
14	勤労者住宅建設資金	2.5以内	市内各金融機関	1,200万円以内 (経営者・役員などは利用できません)	20年以内
15	勤労者生活資金	一般	中央労働金庫 市内各支店	200万円以内 別途保証料が必要 (経営者・役員などは利用できません)	5年以内 (ただし、育児介護休業に伴う人の場合1年以内の据置可)
		育児介護休業および教育資金			

1・2・3については肩代わり(借り換え)融資の対象。



制度を利用し事業の充実を

本市では、中小企業を支援するために、さまざまな融資を行っています。また、中小企業経営についての悩みに答える特別経営相談もあります。上手にご利用いただき、経営に役立ててください。

制度融資

四月から融資利率の引き下げに加え、新たに「中心商店街活性化特別資金」も創設。利率、申し込みなどの内容は、上表のとおりです。詳しくは、市役所商業観光課・工業課、または各金融機関で配布している「前橋市制度融資のご案内」をご覧ください。

特別経営相談

経営上のあらゆるお悩みに答えます。費用は無料。豊富な知識

識と経験を持つ中小企業診断士が、直接伺う訪問相談と電話で答える電話相談があります。また、昨年度から行っている「倒産防止アドバイザー派遣事業」も引き続き実施。必要な知識や情報、そのための諸手続き、ビジネスプランの作成などの指導や助言をします。気軽に相談ください。

問い合わせは商業観光課
890 6604、工業課
890 6612へ。